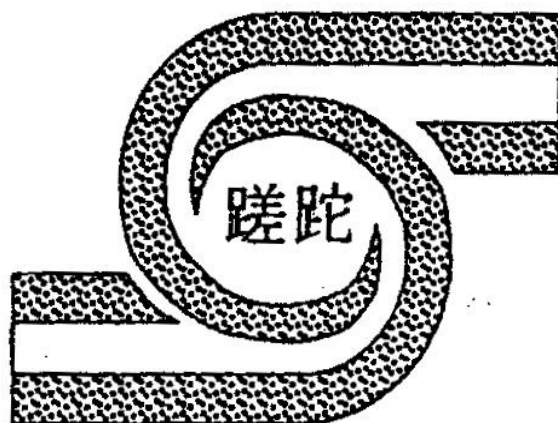


枚方市立蹉跎中学校
P T A 規 約



枚方市立蹉跎中学校

枚方市出口 5 丁目 40 番 1 号

TEL(050)7102-9260

FAX ((072)833-7015

E-mail sada02-jh@city.hirakata.osaka.jp

(令和 2 年改訂版:令和 3 年 2 月 27 日改訂)

枚方市立蹉跎中学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 本会は枚方市立蹉跎中学校 PTA と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、会員が協力して家庭と学校と社会における生徒の幸せな成長をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第4条 本会は、非営利的、非宗教的、非政治的であってこれらに関する特定の団体や事業に関係を持たないと共に、公職選挙に関わる活動を一切行わない。

第5条 本会は、生徒福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第6条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制、干渉をも受けてはならない。

第7条 本会は、学校の管理や教員の人事に干渉してはならない。

第8条 本会は、生徒の良好な生活環境や教育環境の維持・改善に努める。

第4章 会員

第9条 本会は、学校に在籍する生徒の父母またはそれにかわる人（以下保護者という）と学校に勤務する校長及び教職員（以下教職員という）とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会費

第10条 本会の経費は、会費および自発的な寄付金をもってあてる。会費の額および資金獲得のため会員または外部の者に対し寄付を求める場合には総会での承認を必要とする。

第11条 本会の会費は、1 家庭及び1 教職員月額 150 円とする。

第12条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 総会

第13条 総会は最高決議機関であり、年 2 回以上開催するものとし会長が召集する。

第14条 本会の定期総会は次の通りとする。

予算総会 年度当初に開催し、事業計画及び予算の決定をする。

決算総会 年度末に開催し、事業報告及び会計決算の承認と、次年度役員を選出を行う。

第15条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または総会員数（但し、保護者については家庭数で計上）の 5 分の 1（委任状を含まない）の要求があった場合に会長が召集する。

第16条 総会の日時、場所及び議題は少なくとも開催日の 3 日前までに会員に通告する。

第17条 総会の定数は総会員数（但し、保護者については家庭数で計上）の 5 分の 1（委任状を含む）とする。決議は出席者（但し、保護者については出席家庭数で計上）の過半数の同意を必要とする。

第7章 実行委員会

第18条 実行委員会は本会の役員と正副委員長及び校長、教頭またはその代理者によって構成される。

第19条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する議案を作成する。
3. 必要ある場合には特別委員会を設ける。
4. 役員会に欠員が生じた場合にそれを補佐する。

第20条 実行委員会は委員の過半数の出席を必要とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。会長または委員の過半数の要請があれば臨時実行委員会を開催することができる。

第8章 役員

第21条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名 書記補 1名（教職員）
4. 会計 2名 会計補 1名（教職員）
5. 会計監査（議決権なし）2名
6. 顧問（臨時）

第22条 役員を選出方法は別途定める。

第23条 任期は1年間とし、再任は妨げない。但し、新役員就任までは前年度役員がその責を負う。

第24条 役員の仕事は次のとおりとする。

会長は本会を統括して運営し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。但し、会長に欠員が生じた場合は副会長のうち1名が昇格するものとする。

書記は総会ならびに実行委員会の開催について通知する。議事録および各種資料の作成を行う。

会計は本会の会計事務を処理し、総会において決算報告する。

会計監査は会計処理を年2回以上監査し総会において報告する。また各行事協力をを行い本部運営は行わない。

顧問は本会の運営に対し助言を行う。

第9章 委員会

第25条 本会活動をすすめるため次の委員会をおく。

広報委員会

学年委員会

生活指導委員会

人事委員会

（広報委員会、学年委員会、生活指導委員会を常任委員会とする。）

第26条 委員の選出方法は別途定める。

第27条 委員の任期は別途定める。

第28条 委員会の任務は別途定める。

第10章 改正

第29条 規約は総会において出席者の3分2以上の賛成により改正できる。
但し、改正案は実行委員会の承認を必要とする。

第11章 不測の事態

第1条 P T A運営が困難な場合、校長・教頭またはその代理者と共に協議する。

第12章 附則

この規約は昭和59年4月27日から実施する。

平成3年5月18日 一部改正

平成10年3月14日 一部改正

平成16年5月15日 一部改正

平成19年3月3日 一部改正

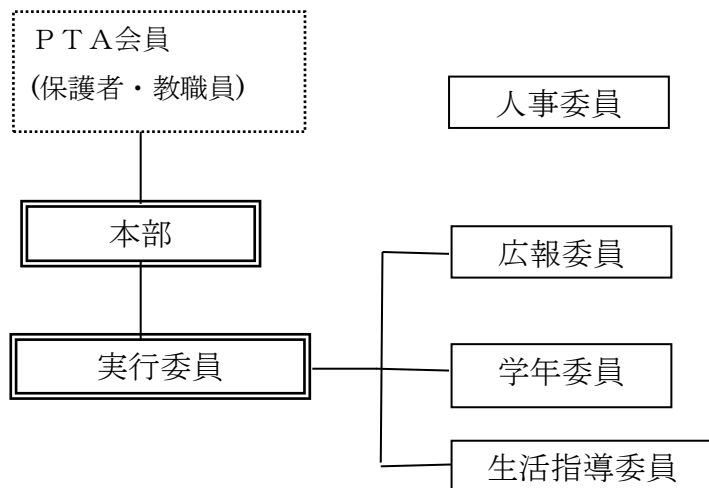
平成23年3月5日 一部改正

平成26年3月8日 一部改正

平成27年5月23日 一部改正

令和3年2月27日 一部改正

P T A組織図



役員選出規定

- 第1条 人事委員会が役員募集の公示および立候補の受付を行う。
- 第2条 立候補者がいない場合、人事委員会が役員候補者を指名し、総会開催 10 日前までに実行委員会に報告する。
- 第3条 役員候補者の指名方法については、人事委員会の任意の方法による。
- 第4条 役員候補者の名前を公表するときは被候補者の同意を得なければならない。
- 第5条 同じ役職にて複数の立候補者のいた場合、人事委員の判断のもと選出する。
- 第6条 選出方法として、両者交えての人事との話し合いの結果、人事委員が判断し選出する。
- 第7条 この規定は実行委員会において出席者過半数以上の賛成で改正することができる。

人事委員会規定

- 第1条 次年度の役員選出を行うために、人事委員会をおく。
- 第2条 人事委員は保護者会員、教職員の中から選出する。
委員長は委員より選出する。
- 第3条 任期は 1 年間とし、再任は妨げない。
- 第4条 人事委員会は役員選出規定に基づき次年度役員を選出する。
- 第5条 人事委員は必要な場合実行委員会に出席する。
- 第6条 人事委員は次年度役員候補になることはできない。
- 第7条 この規定は実行委員会において出席者過半数以上の賛成で改正することができる。

委員選出規定

- 第1条 会長は保護者に対し各委員会委員の募集を行い委員の充足を図る。
- 第2条 各委員会の定数は委員定数細則のとおりとする。
- 第3条 各委員の選出は抽選により選出する。但し、立候補がある場合は全てに優先される。
- 第4条 立候補は本人希望を優先するが、定数を超えた場合は別途話し合いにより定数を充足する。
- 第5条 各委員会の委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 第6条 次の項目に該当すると認められる場合は委員就任を免除する。
1. 同居内に看病、介護の必要な方（但し要介護 3 以上であること）
 2. 家庭内に 3 歳未満の幼児がいる方
 3. 当該年度の幼稚園・小学校・中学校・高校の PTA 本部役員の方
 4. 当該生徒で、すでに委員をされた方
 5. 役員をされた方（会計監査は当てはまらない）
 6. 正副委員長をされた方（次年度以降、正副委員長の職を免除）
 7. 著しく委員会活動の出席率、活動率が悪い場合は所属委員と PTA 会長との話し合いのもと判断し解任する。
 8. 解任された場合はその年度の役員履歴は無効となり、次回抽選対象になる。
[各項目とも証明書の提示を求める場合がある]
- 第7条 この規定は実行委員会において出席者過半数以上の賛成で改正することができる。

常任委員会規定

- 第1条 広報委員会、学年委員会、生活指導委員会を常任委員会と称する。
- 第2条 常任委員会の委員選出方法は委員選出規定に定める。
- 第3条 任期は1年間とし、再任は妨げない。
- 第4条 広報委員会は本会に関する広報活動を行う。
- 第5条 学年委員会は、その学年の運営を円滑にするよう努める。
- 第6条 生活指導委員会は生徒の校外活動、地区活動にたずさわる。
- 第7条 各委員会は事業計画並びに報告を実行委員会にはかり、その承認を受けなければならない。
- 第8条 この規定は実行委員会において出席者過半数以上の賛成で改正することができる。

枚方市PTA協議会生活指導委員長規定

- 第1条 枚方市PTA協議会を総括し委員会を代表するために、枚方市PTA協議会生活指導委員長1名は、市内中学校PTAが輪番にて担当する制度に基づく。
- 第2条 輪番により枚方市PTA協議会生活指導委員長（以下「市P生指委員長」という）に当たる年度の生活指導委員長は人事委員会が選出する。
- 第3条 人事委員会が上記募集の公示および立候補の受付を行う。
- 第4条 立候補者がいない場合、人事委員会が市P生指委員長候補者を指名し、決算総会の前月に開催される実行委員会にて報告する。
- 第5条 候補者の指名方法については、人事委員会の任意の方法による。
- 第6条 候補者の名前を発表するときは被候補者の同意を得なければならない。
- 第7条 任期は1年間とし、次年度以降の兄弟免除を適用する。
- 第8条 この規定は実行委員会において出席者過半数以上の賛成で改正することができる。

PTA慶弔規定

- 第1条 弔事
- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①会員死亡 | 弔旗掲示、会葬、香料（10,000円） |
| ②生徒死亡 | 弔旗掲示、会葬、香料（10,000円） |
| ③本校職員の配偶者、子供、両親死亡 | 弔旗掲示、会葬、香料（5,000円） |
- 第2条 特別の事情が発生した際、実行委員会の承認を得て、慶弔の意を表すことができる。但し、弔事に限り実行委員会での事後報告にて確認されるものとする。
- 第3条 この規定は実行委員会において出席者過半数以上の賛成で改正することができる。

委員定数細則

- 第1条** 各委員会の人数は、各6名程度が望ましい。
- 第2条** この細則は役員会において出席者過半数以上の賛成で改正することができる。

附則

本規定は平成23年4月1日より実施する。

平成23年3月5日 改定。

平成24年12月1日 改定。

平成26年3月8日 改定。

平成26年12月14日 改定。

平成27年5月23日 改定。

平成29年6月10日 改定。

平成30年1月13日 改定。

平成30年6月9日 改定。

平成30年9月8日 改定。

令和3年2月27日 改定。